

【資料 2】

筑北村坂井体験農園施設設置及び管理に関する条例

筑北村坂井体験農園施設設置及び管理に関する条例（平成17年10月11日条例第98号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、地域農業の振興を図り、住民との交流を深めるため、筑北村坂井体験農園施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
坂井体験農園施設	筑北村坂井6274番地2

（指定管理者による管理）

第3条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- （1） 施設の設置目的を達成するための業務
- （2） 施設の利用に関する業務
- （3） 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

（利用料金）

第4条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可を受けたときに、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、中学生以上の者一名の上限額を2,000円とし、季節に応じて指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。なお、3歳以上から小学生の者については上限額を1,000円とし、3歳未満の者については無料とする。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 村長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けたときは、当該承認を受けた利用料金を施設に掲示するとともに、その周知に努めなければならない。

5 村長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の取り消等)

第6条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は全部若しくは一部の利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例等の規定に違反したとき。

(2) 利用申請に偽りのあったとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の坂井村体験農園施設設置及び管理に関する条例（平成16年坂井村条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月13日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に筑北村坂井体験農園施設設置及び管理に関する条例（平成17年筑北村条例第98号）（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、平成19年3月31日までは、旧条例の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成28年6月10日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。